

日常点検、定期点検、簡単なメンテナンス

お車をご使用の方の安全と車を快適にご使用いた
だくために、日常のお車の使用状況に応じて、お客様
の判断で適時行っていたく日常点検と、1年
毎(12か月毎)、2年毎(24か月毎)の定期点検整備
が義務づけられています。
安全快適にお乗りいたくために、必ず実施して
ください。



警告

点検整備の方法を正しく行わないことや、不
適当な整備、未修理は、転倒事故などを起こす
原因となり、死亡または重大な傷害に至る可
能性があります。

- 点検整備は、取扱説明書・メンテナンスノーツに記載された点検方法・要領を守り、必ず実施してください。
- 異状箇所は乗車前に修理してください。

各点検、メンテナンス等については、以下のページ
をご覧ください。

| | |
|----------------|----|
| 一ヶ月目点検について……… | 62 |
| 交換部品について……… | 62 |
| 日常点検……… | 63 |
| メンテナンス部品配置図……… | 64 |
| 定期点検……… | 66 |
| 簡単なメンテナンス……… | 67 |
| ブレーキ……… | 68 |
| タイヤ……… | 72 |
| ドライブチェーン……… | 76 |
| エンジンオイル……… | 78 |
| クラッチ……… | 83 |
| バッテリ……… | 85 |
| ヒューズ……… | 90 |
| エアクリーナ……… | 92 |
| ケーブル・ワイヤ類……… | 94 |
| ブリーダードレン……… | 95 |